

事 務 連 絡

平成18年3月30日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「弾性ストッキング」等の取扱いについて

疾病の治療もしくは予防に使用されること及び身体の構造もしくは機能に影
響を及ぼすことを目的とせず、薬事法上の医療機器に該当しないストッキング、
靴下等の取扱いについて、別添のとおり日本靴下工業組合連合会が自主基準を
制定したので、業務の参考までにお知らせいたします。

山 梨 県
衛生薬務課
18.4.-3
衛薬 第75号



靴下工連自主基準

靴下工連加盟各社は、弾性ストッキングが医療機器に認定され、その表示等が規定されるのに対応し、自社一般品（医療機器非該当品）として生産、販売、輸入している商品で現在、各社各様の表示がなされているものを、業界自主基準としてパッケージ、販促物、および広告物 E.P 等、消費者保護の観点から薬事法に的精神に沿って『表示に関する自主基準』を制定し、遵守するものとする。

1. 薬事法上問題となる表現はしない

(1) 標榜できない表示

病気病名の表示

疲労、むくみ、うっ血、血行、マッサージ、足の張り、だるさ、もむ、等の病名、症状を表す言葉について、その予防、治療、改善を標榜する文言は標榜しない。

(2) 暗示的表現はしない

直接病名、症状が改善すると記載せずとも (1) を暗示するような文言は標榜しない。

※ この自主基準は2005年時点のものであり環境変化に対応し、必要であれば修正していく。問題があれば工連事務局に加盟各社は申請するものとする。

※ また加盟各社が上記自主基準とは別に直接各都道府県薬務課等と折衝し、使用認可を得ることを妨げるものではない。

2. 靴下工連加盟各社は法令遵守に則り、法令に抵触する表示をしないよう努めていきます。加盟各社は次の展示会以降、自主基準に則った新商品の上市に努めると共に、既に発売されている商品についてもすみやかに標記内容の修正を実施します。

2006年2月

日本靴下工業組合連合会

理事長 井上義郎

